

1. 目的

この校内規定は、日置市立上市来中学校（以下「本校」）の教育活動をより効果的に行うために、インターネット上への情報発信のあり方を示すと共に、教師及び保護者の人権を尊重し、安全かつ有効な情報発信に努めるために定める。

2. 責任範囲

校長は本校のホームページに掲載された情報についての責任を負う。

3. 情報教育委員会の設置と情報発信等の取り扱い

(1) 校長は、インターネットの適正な利用を図るため、校内に情報教育委員会を設ける。委員会の委員の中から「ホームページ担当者」及び「メール担当者」を選任する。

(2) ホームページ担当者は、本校ホームページの作成・管理等を行う。

(3) ホームページ担当者は、作成したホームページを一般に公開する前に、校長の決裁を受ける。

(4) メール担当者は、本校に送られてきた電子メールの到着を確認し、必要な処理をする。

4. ホームページの公開

本校ホームページの公開目的は、次の通りとする。

(1) 本校の教育活動をホームページ上に公開することにより、本校の教育活動についての理解を図り、学校教育目標の実現に資する。

(2) 教育活動の情報としては、学校沿革・行事予定・学校行事等の紹介とする。

5. ホームページの更新

ホームページの内容については、校長の指導のもとに、情報教育委員会で協議し、よりよい情報発信ができるように、常に検討を加え新しい情報に更新するものとする。

6. 個人情報の保護

インターネット上に情報を発信するときには、生徒の個人情報、肖像権、及び生徒の著作権の保護に努める。

(1) 生徒及び職員の個人情報とは、個人が特定できる情報（氏名・住所・電話番号・写真・所属等）及び、その生徒に関する情報（成績・身体的特徴・家庭環境・健康状態等）を指す。

(2) インターネット上には、みだりに個人情報を発信しない。情報発信する際は、人権に配慮した情報発信を行う。

(3) 教育委員会もしくはその他の組織・団体、または個人から学校の発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置を執る。

7. 発信内容の提供

本校がインターネット上で発信する内容について、インターネット接続環境にない保護者及び生徒にも、その内容を提供するよう努める。

8. 情報モラルについての指導

著作権、知的所有権、個人情報の保護、他者への配慮等、情報モラルについて生徒に十分認識させるための指導カリキュラムを作成し、適宜実施する。

付則

この規定は、平成25年4月1日より施行する。